

保護者 様

令和 8 年 6 月 2 日
上尾市立大谷小学校
校長 湯本 貴幸

子供たちが安心して過ごすための学校の見守りについて

日頃より、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

新年度が始まり、2か月が経過しました。子供たちは、新しい学級や友達との関わりの中で、楽しく学習や生活に取り組んでいます。

一方で、友達との関わりの中で、行き違いやトラブルが生じ、「嫌な思いをした」「つらかった」と感じる場面について、子供たちから相談を受けることもあります。

学校では、子供本人が「嫌だった」「つらかった」と感じた気持ちを大切にしながら、早い段階から丁寧に対応していくことを大切にしております。

そのため、現在の学校教育では、子供が心身の苦痛を感じている場合には、いじめ防止対策推進法の考え方にに基づき、「いじめ」として捉え、見守りや対応を行っていくこととされています。これは、深刻な問題だけを指すものではなく、小さな不安や人間関係の行き違いについても、早い段階から丁寧に対応し、子供たちが安心して学校生活を送れるようにするためです。

「いじめ」という言葉から、特別なことや深刻な場面を思い浮かべる方も多いかと思えます。しかし学校では、問題を大きく捉えすぎることではなく、子供たちが安心して学校生活を送れるよう、小さな段階から丁寧に関わり、必要に応じて状況の確認や見守りを行っております。

また、一定期間、継続して様子を確認することも大切にしております。具体的には、気になる事案について、行為が見られなくなった後も、少なくとも3か月を目安として、担任等が児童本人や保護者の皆様にその後の様子を確認させていただいております。

具体的な対応としましては、次のような流れで行っております。

- ① 子供同士のトラブルについて情報が入り次第、関係児童への聞き取り（事実確認）
- ② 状況に応じた児童への指導や相談対応
- ③ 関係保護者への状況説明と見守りのお願い
- ④ 一定期間経過後、児童本人や保護者への様子の確認

その中で、安心して学校生活を送れていることが確認できた場合には一区切りとし、引き続き心配な様子が見られる場合には、継続して丁寧に見守りや支援を行ってまいります。

学校では、子供たちが「安心して過ごせること」「困ったときに相談できること」を何より大切にしております。ご家庭でも、お子様の様子で気になることがありましたら、どんな小さなことでも学校へご相談ください。

今後とも、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※詳細は本校 HP 「令和 8 年度上尾市立大谷小学校いじめの防止等のための基本的な方針」をご参照ください。